

訪問介護、第一号訪問事業

ピコグラムケアセンター運営規程

<事業の目的>

第1条 株式会社ピコグラムが開設するピコグラムケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護、第1号訪問事業(指定介護予防訪問介護相当サービス)の事業(以下「指定訪問介護等」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態(第一号訪問事業にあつては要支援状態又は事業対象者)にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

<運営の方針>

- 第2条 指定訪問介護の実施にあたって訪問介護員等は、要介護者などの心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 第1号訪問事業(指定介護予防訪問介護相当サービス)の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 3 指定訪問介護等の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<事業所の名称など>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ピコグラム ケアセンター
- (2) 所在地 一宮市中島通五丁目11番2

<職員の職種、員数及び職務の内容>

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1)管理者・・・1人
管理者は、事業所従業員及管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)サービス責任者・・・2人以上

サービス提供責任者は、ヘルパー業務を兼務し、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等・・・常勤換算方法で 2.5 人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供にあたる。

<営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日:月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間:午前9時から午後5時までとする。

電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

なお、サービス提供に当たっては、営業日、営業時間に関わらず柔軟に対応するものとする。

<指定訪問介護等の内容及び利用料>

第6条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、これらを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市町村長が定める基準によるものとする。当該指定訪問介護等が法定受領サービスである時は、自己負担額は介護保険証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

(1) 身体介助

食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換など

(2) 生活援助

食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取など

① 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートル以上 500円とする。

② 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

<緊急時などにおける対応方法>

第7条 訪問介護員等は、指定訪問介護等の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

<通常の事業の実施地域>

第8条 通常の事業の実施地域は、一宮市、稲沢市、大口町とする。

第一号訪問事業は一宮市とする。

＜その他運営についての留意事項＞

第 9 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか運営に関する重要事項は、株式会社ピコグラムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業所は、すべての訪問介護職員等に対し、健康診断等を定期的実施する

＜附 則＞

この規程は、平成18年8月1日から実施する。

この規程は、平成20年4月1日から実施する。

この規程は、平成20年6月1日から実施する。

この規程は、平成20年12月1日から実施する。

この規程は、平成23年6月16日から実施する。

この規程は、平成23年11月11日から実施する。

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

この規程は、平成24年6月1日から実施する。

この規程は、平成25年11月1日から実施する。

この規程は、平成26年1月1日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規程は、平成27年2月1日から実施する。

この規程は、平成29年4月1日から実施する。

この規程は、平成29年5月1日から実施する。

この規程は、平成30年6月1日から実施する。

この規程は、平成31年6月1日から実施する。

この規程は、令和1年6月1日から実施する。

この規程は、令和2年6月1日から実施する。

この規程は、令和3年4月1日から実施する。

この規程は、令和3年9月1日から実施する。

この規程は、令和5年1月1日から実施する。

この規程は、令和6年6月1日から実施する。